

救護法成立・施行過程における社会事業調査の意義 －明治20年代から明治末期に実施された細民調査等を手掛かりに－

恤救規則、細民調査、救護法、窮民救助法案

山田知子¹⁾

A Study on the Significance of Social Welfare Surveys in the Process of Establishing and Enforcing Japan's Equivalent to the Poor Law: Focusing on Poverty Surveys Conducted from the Late 1880s to 1912 (the End of the Meiji Era)

Relief Regulations (Jukkyū Kisoku)、Poverty Surveys、Poor Law (Kyūgo Hō) Poor Relief Bill

Tomoko Yamada

要旨

本研究の目的は、明治20年代から明治末期にかけて実施された貧困調査を手掛かりにそれらの調査が救護法成立に果たした意義と役割を明らかにすることである。明治17年「統計院書記官巡回紀事」、明治31年内務省「細民状況調査」、その他新聞に掲載された困窮する国民生活の惨状を報告するルポルタージュを検討した。その結果、慈善事業の領域のみならず、社会政策学者、統計学者、経済学者など広い範囲の研究者から貧困問題に高い関心が寄せられ多様なアプローチがおこなわれていたことが明らかになった。とりわけ貧困調査における統計学者からの接近、たとえば呉文聡や田中太郎などの役割は極めて大きい。貧困調査に関心を寄せる専門家の学際的アカデミック集団がグループを形成し、中央慈善協会という当時の慈善事業をリードする団体の構成メンバーとなったこと、グループには、内務省のキャリア官僚も含まれ、重要な役割を持っていたことは特筆すべきことである。こうした流れが、明治44年内務省地方局「細民調査」実施につながり、大正期に始まる本格的貧困調査の礎石となったといえよう。国民生活の窮状が統計的に明らかとなったことは、恤救規則の限界と新たな救貧法の必要を世に知らしめることになったのである。

ABSTRACT

This study aims to elucidate the role that poverty surveys conducted from the late 1880s to the end of the Meiji era fulfilled in the formation of the Relief Law. The analysis encompasses various investigations, including the Tour Reports by Statistical Office Clerks of 1884, the Survey on the Condition of the Poor conducted by the Ministry of Home Affairs in 1898, and journalistic accounts detailing the grim realities of impoverished citizens' lives. The findings indicate that poverty became a subject of intense interest not only within the realm of charitable activities but also among a broad spectrum of scholars, including social policy experts, statisticians, and economists, who applied diverse analytical frameworks to address the issue. Particularly notable are the contributions of statisticians such as Bunso Kure and Taro Tanaka, whose involvement was instrumental in shaping these investigations. A multidisciplinary academic group, increasingly focused on poverty surveys, began to coalesce, eventually forming part of the Central Charity Association, a key organization leading social welfare efforts at the time. Importantly, this group also included career officials from the Ministry of Home Affairs, whose roles were crucial. The 1911 poverty survey, in particular, laid the groundwork for the comprehensive poverty studies that emerged in the Taisho era. The statistical elucidation of the populace's plight underscored the limitations of the existing Relief Regulations and catalyzed the call for the establishment of a new Poor Relief Law.

¹⁾ 放送大学教授（「生活と福祉」コース）

1. 研究の視点

(1) 目的と方法

本稿は、「救護法成立・施行における貧困調査の影響と意義に関する研究」の一部である。日本の最初の救貧法といわれる救護法は、現在の生活保護法と比べると救済対象を労働能力のない特定の者に限定し、給付水準は低く、救護請求権は保障されず、受給者は公民権がないなど今日の感覚からみると全く時代遅れの法律という感が強い。しかしそれ以前の恤救規則に比べれば格段に整備された法律である。恤救規則の限界から、どのような過程を経て救護法に至ったのか。

救護法は、恤救規則（明治7年）から長い年月をかけて昭和4年に成立し、昭和7年に施行された。実は、救護法の成立前に明治期に提案された窮民救助法案があり、その周辺にいくつもの調査の存在がある。救護法の成立過程を検討するには、この窮民救助法案の周辺をまず探る必要がある。というのは、救護法の直接の影響として、これまで、大正9年に誕生した内務省社会局の存在が大きいといわれてきた。社会局は、社会事業調査会¹を設け、欧州の救貧法関連資料を、特に「英獨佛救貧法規」など収集した。ただ、それ以前から救貧法の情報は大量に日本に持ち込まれていて、大正9年に急に機運がたかまったわけではない。むしろそれ以前にどのような情報があったのか、そこを明らかにする必要がある。

救護法成立に関する研究としては、救護法案の作成に貢献したといわれる小島幸治（内務省嘱託）に焦点をあてた寺脇隆夫『救護法成立と施行状況の研究²』がある。確かに、寺脇が言うように法案の作成には海外の情報を取り入れることが有益であったことは確かである。が、それ以前から大量の救貧制度の情報は海外から輸入されていたのであり、一人の内務省嘱託小島幸治の視点でいえることは当然限界がある。また、寺脇は救護法形成期を1920年代大正中期と位置づけて検討を始めているが、それ以前の流れを踏まえる必要はないか。

その他、救護法成立に関する研究で今井小の実『軍事救護法の成立と福祉行政の創設³』がある。軍事救護法（大正6年）によってもたらされた内務省救護課の設置が、のちの救護法成立の呼び水になった、とする言説である。今井が指摘するように救護課の設置は、後の社会局につながると評価する旨もあるだろう。が、現実とはそれほど単純なことではなく、大都市及び農村における国民生活の窮乏化と格差の拡大、救済制度を求める世論の動きなどを含め大きな時代のうねりがある。そこにまず、着目すべきではないか、と

いくつかの疑問が湧く。

寺脇、今井の救護法研究は大正期から出発しているが、筆者の視点はその前史として明治期に焦点をあて、様々な形態の社会事業調査、生活困窮者の生活実態調査、いわゆる細民調査が果たした意義を明らかにすることから救護法成立に接近しようとするものである。調査が救護法の成立・施行の機運をたかめるための大きなエネルギーとなったのではないか、調査という視点から捉えなおしてみたい、というのが本研究の問題意識であり出発点である。

戦前期における社会事業調査としては、明治期中期から大正、昭和初期に実施された政府や地方自治体、あるいは個人レベルのルポルタージュの存在がある。個人レベルのルポルタージュなどは、必ずしも完成された調査報告とはいえないものの、生活困窮の実態を明らかにし、世に訴えようとする熱意にあふれたものである。これらの調査は様々なルートでこれまで発掘されているが、救護法成立・施行に具体的にどのように作用したのかという視点では十分検討されているとはいえない。少なくとも、明治23年の窮民救助法の提案には、大きな影響を与えていると思われ、ルポルタージュなどにも目を配る必要がある。

いくつかの調査をみると、調査主体の貧困問題に対する問題意識の深さ、調査実施能力の高さや救貧法制定への強い希求をうかがい知るものがある。社会事業調査という視点から、救護法成立・施行に果たした役割をあらためて明確にすることによって、これまでの内務省の内部の行政組織内の限られた調査研究や軍事救護法ではない新たな視点を提示することができるのではないか。救護法成立・施行過程に関する研究に新たな一石を投じたい。

(2) 明治20年代を救護法前史として位置づける

救護法に焦点をあてることは、明治7年の恤救規則から昭和4年の成立、昭和7年の施行まで含める60年間を視野にいれなければならない。特に第一次大戦から昭和恐慌期は、日本が大正デモクラシー期から戦時体制に旋回していく時期であり、政治史、社会経済史研究からも重要な時期である。救護法がどのような国民生活の動揺に対応しようとし、あるいはどのような層を対象とし、あるいは、排除しながら成立・施行されたのか、を明らかにすることは、社会の底から捉えなおすことであり、この時代の国民生活の実相を読み解くことにつながる。

救護法研究では、通常、大正中期ごろから成立、施行された7年ごろまでの期間を対象とするが、本研究は、明治20年ごろからとする。そもそも社会事業史、あるいは社会事業調査史における時期区分はさまざま

¹ 大阪市長の関一や福田徳三、桑田熊蔵や窪田静太郎、小河滋次郎、山本象太郎など当時の社会事業に造詣の深い学者や行政官など幅広い人材で構成されていた。

² ドメス出版、2007

³ 日本社会福祉学会編『社会福祉学』2022年62巻4号 p.1-16

な設定がある⁴。それらを参考にしつつ、細民調査と救護法という軸で、本研究では、差し当たって次の四期にわけるとする。

①前史：明治20年ごろから明治末期：この時期は、成立はしなかったもの国民生活の逼迫を背景に窮民救助関連法が議会に何回も提案されている。救護法成立前史（以降、前史と略）として、細民調査と銘打っていないがいくつものルポルタージュなどが世に出されている。生活困窮者の生活実態を明らかにするという視点から見ると極めて興味深い調査がいくつもある時期である。

②明治末期から大正中期：内務省によってはじめて細民調査が実施される明治末期から大正中期である。大正6年の軍事救護法の成立と救護課の設置など救護法成立に直接影響を及ぼしたといわれている官制（機構）が中央政府および地方自治体に登場する。いわゆる細民調査が実施されるようになる。

③大正中期から昭和4年救護法成立期：多くの細民調査が実施され始める時期である。

④昭和4年の救護法成立前後から昭和7年の施行期：救護法は施行まで時間がかかった。成立から施行までの間である。英国の貧困調査をモデルに地方自治体では、極貧者調査等を実施し国民生活の困窮の実態を科学的に明らかにしようとする試行的調査が精力的に実施されている。これらの調査は、法律の施行になんらかのインパクトを与えた可能性があり注目に値する。

以上4つの時期にわけ、それぞれについて検討する。この作業は膨大な時間と紙面を要する。本稿では、まず前史として、明治中期から明治末期にかけて実施されたルポルタージュや細民調査に焦点をあて、考察する。

(3) そもそも細民とは何か

本題に入る前に、本稿の中心的テーマである社会事業調査、とくに戦前期の貧困調査の中心的概念である細民について述べておく。吉田久一は、「明治20年前後には、いわゆる『働く貧民』と細民・窮民等が混在

して窮乏層を形成している⁵」としている。また、吉田は、産業革命との関連で、「産業革命期は一般的に階級分化の時期だといわれている。『働く貧民』が一方では賃労働者に、一方では被救恤窮乏層に階層分化をみせはじめる・・・日露戦争後から大正の前半にかけて、貧富の分解がすすみ、失業問題も登場、窮民ばかりでなく、底辺労働者を把握する用語として「細民」が使用された⁶」とし、「内務省地方局が明治45年から大正元年にかけて、東京や大阪で細民調査を実施してから一般化した⁷」さらに「細民は行政用語として、明治末から大正初期に好んで用いられた⁸」としている。貧富の差の拡大、労働者の分解、恤救規則によって救済される窮民を基底にしつつ、新たな生活困窮者層の登場、こういった新たな層を把握する概念、一つの行政用語として「細民」が登場したとみることができる⁹。

吉田は明治45年から大正元年を「細民」が一般化したとしているが、確かに一般化したのはその頃であるが、それより前に実は試行的に細民調査が実施されている。明治31年、内務省は府県に細民調査を命じている（「細民状況調査¹⁰」）。明治30年の経済恐慌による国民生活の逼迫に対し政府は実態調査を実施し対応策に迫られたことが背景にある。明治37年4月の『平民新聞』は「戦争が生める窮民」と題し、日露戦争の影響で新たな窮民が発生していること、窮民をいっこうに救済しない政府の方針を厳しく批判している¹¹。

同年5月、東京市は、日露戦争がもたらした社会的影響を把握するために「時局の東京市内細民の生活上に及ぼせる影響取調」を実施し、5月末に報告書を発表している¹²。これは市内の警察署の協力を得て実施した調査である。質屋の利用状況や職業紹介の実状などについて調査していて大変興味深い。

細民というタームそのものは、この頃から様々な調査報告に登場する。細民についてははっきり規定し使用しているのは、明治44年6月に東京市が実施した特殊小学校増設の参考資料である。「区費を負担せぬもので、人夫、車夫、日雇い等を業とし、月収20円以下、もしくは、家賃3円以下の家に居住するもの」を「細

⁴ 吉田久一は「貧困調査の流れ」社会福祉調査研究会編『戦前日本の社会事業調査』p.7で「貧困調査が貧困調査として開始されるのは、明治末から大正初期の内務省による細民調査・・・大正後半期には家計調査の流行、方面委員制度の創設の時期、貧困調査が社会事業調査として成立するのは、昭和初頭の救護法公布前後・・・」と、(1)明治末期から大正初期、(2)大正後半期、(3)昭和初頭、と区分している。また、同書で、一番ヶ瀬康子は、「日本社会事業調査史」pp.29-42で社会事業調査の成立過程において、前史（明治20年ごろ～）、成立期（大正初期～）、確立期（大正10年～昭和10年ごろ）、衰退期（昭和12年～終戦直後）としている。

⁵ 吉田久一「原資蓄積過程における貧困の発生」日本社会事業大学日本の救貧制度研究会編『日本の救貧制度』1960、勁草書房、p.9

⁶ 吉田久一「日本貧困史」『社会福祉調査研究会』勁草書房、1983、p.11-12

⁷ 同上、p.12

⁸ 吉田久一『日本貧困史』1984、p.267

⁹ 新渡戸稲造は明治45年社会政策学会「細民移植策」で、「細民と申しましたのは、文字に現れている如く小民であって中民と相対し、大民一大民ということがどうかしれぬけれども、もしあったならば大民ということに対しましたところの言葉、乞食ではない、小さな職工とか五反百姓など、僅かな資産があって、いわゆる社会の下層をつくっているものを細民で、社会で最も数の多い者をいう」と例を挙げて説明している。（吉田前掲書、p.267-268）

¹⁰ 「細民生計の状況」『近代民衆の記録－流民』新人物往来社、昭和46年、p.602

¹¹ 平民新聞23号、明治37年4月

¹² 『東京市百年史』第3巻、P.986に詳細に掲載されている。

民」と定義し調査を行っている。これ以降、多くの調査がこの定義を採用している。区費、就労しているが低賃金の労働者、居住（ある程度の定住性）がキーワードである。

細民に近い概念として使用される窮民について述べておく。窮民というタームは、細民が登場する以前から一般的に使用されていた。火災や水害、風害などによって発生した被災民で、生活に困窮する人々は窮民といわれていた。東京市史稿には「慶応元年に町会所府内の窮民に米銭を施給す¹³」とある。これらのいわゆる「窮民施給」を引き受けたのが、養育院である。明治5年に創立された養育院¹⁴（明治23年から東京市養育院）発行の明治34年5月の月報（以下、月報）では、入院者について、次のように規定している。

「東京市養育院入院規則第1条、東京市養育院は孤児及び窮民を救育する所とす」と、窮民が使われている。また、「第2条、孤児にあらざる者の入院を許可するには2年以來本市の住民にして左の各号の一に該当する者に限る。独身者にして廢疾不具疾病心身耗弱及び老衰のため生計を為すこと能はざる者。重傷を受け即時頼るべきところなきもの」とある。窮民とは、東京市に2年間住んでいるもので、いわゆる鰥寡孤独の寄る辺なき人々を指し、明らかに恤救規則の対象を想定しているといえる¹⁵。

「明治6年3月30日、それまで『貧民』を受け入れていた『救育所』が閉鎖され、元救育所にいた「貧民」は町内預けまたは福島嘉兵衛引き受け後、さらに町内にて預かり置きし貧民たちに従来（営繕）会議所より米銭支給ありしが本日限り廃止するをもって、極貧者は養育院に入所願を提出すべき旨を達す¹⁶」

とあるように、町内にいったん預けられ、「極貧者」がそこから養育院に収容されていたのである。窮民は貧民のうちのさらに生活に窮する人々であり極貧者をさしていたことがわかる。明治23年入院規則が改正され、それまでは独身が基本であったのが、「本人、独身に非ずと雖も・・・其家人老衰疾病又は不具にして給養する能わざる者は救助することあるべし」となっている。家族がいてもその家族自身の生活が厳しいという状況に対応せざるをえなくなったということが読みとれる。

その他、明治期では新聞や各種の調査等で、細民、窮民、貧民、貧人など近い用語が使用されている。本稿では、社会事業調査、とくに細民調査を中心に対象とするが、窮民や極貧者など近い概念を含め検討する。

なお、細民、廢疾、狂人、不具など、今日では使用されない差別的な用語が登場する。本稿では、あくまでも歴史的用語として使用する。差別的な意味はないことをあらかじめおことわりしておきたい。

2. 恤救規則と救護法の間—窮民救助法案

明治維新後における日本の公的救済について少し説明しておこう。公的救済は、1874（明治7）年の恤救規則に始まる¹⁷。これは「人民相互の情誼」を基本とし、それが困難である場合に限って国費で救助するというわずかに5か条からなる規則である。救助にはいくつかの段階と優先順位があった。第一に隣保相扶、第二に市町村、第三が府県、国は最終段階という順である。「人民相互の情誼」の範疇がきわめて広がったこと、条件付きの極貧者のみを救助の対象としていたことが特徴である。なぜ、対象を限定したのか、その理由について、鷺谷善教は、「仁政強調による治安的効果」「共同体的扶養の強調による共同体的統制の強化」、そして「補足性原理の強調によって救貧費を節減」の3点をあげている。つまり治安と統制、節税である¹⁸。

明治20年ごろを境に日本の資本主義は新たな展開をみせる。一般労働者層や農民層に貧困が拡大し、その過程で従来の窮民層に加え、新たな貧困層が形成されていった。貧困層の量と質が、それまでとは異なる様相を呈していく。日露戦争後、とりわけ一次大戦後の不況を境に、それまでの限られた窮民層だけを対象とする恤救規則では明らかに限界となり、窮民救助に関する法が何回も提案される。次に簡単に示す。

- ・明治23年12月、第1回帝国議会に「窮民救助法案」議会議案提出される。白根専一内務次官、荒川邦蔵参事官¹⁹が説明にあたるも賛成者少数で廃案。
- ・明治30年2月、第10回帝国議会に「恤救法案」および「救貧税法案」が、提出される。当時衛生局長であった後藤新平の構想によるものである。「恤救法案」は、「無告の窮民」対して、所在の市町村が救

¹³ 東京市編『東京市史稿』救済篇 第4, 東京市, 大正11. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1915674>

¹⁴ 明治5年に明治新政府が明治維新の混乱による困窮者救済のため営繕会議所の附属機関として養育院掛を設け、老人や子どもも240名を収容した。日本で最も古い社会事業施設の1つといわれている。

¹⁵ ただ、明治23年の入院規則の改正で、「本人独身に非ずと雖も・・・その家人老衰、疾病又は不具にして給養する至太はざる者は救助することあるべし」という条文が加えられている。生活困窮世帯が家族内の高齢者や疾病障害のある家族をささえられなくなり養育院に入院するケースが増えたことが推測される。天涯孤独で行倒れの極貧者のみならず、家族があってもその家族に扶養の力がないという状況が生まれているということである。

¹⁶ 『東京市史稿』市街編54, p248 帝都(6) p592

¹⁷ 恤救規則を補完するものとして、行旅病人取扱規則(明治4年、明治11年改正)、棄児養育米給与方(明治4年)、三つ子出産の貧困者へ養育料給与方(明治6年)、備荒儲蓄法(明治13年)等があった。

¹⁸ 鷺谷善教「恤救規則の存在意義」日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』1960, p.234

¹⁹ 荒川邦蔵は、明治16年～17年ごろ近畿方面の窮民状況を視察、荒川レポートを提出している。ドイツ留学の経験があり、地方制度を日本に紹介している。紫溟会の機関誌『紫溟雑誌』の24号(明治15・10・21)25号(同15・11・1)に荒川邦蔵訳『国理論』(シュタイン原著)の全文が掲載されている。

助の義務を負うという公的扶助義務主義に立って生活扶助及び医療扶助を行うとするものである。また、「救貧税法案」は、イギリス救貧法の目的課税主義の救貧税制度にならって、「恤救法案」がいうところの政府より市町村にたいする配課金の財源として、救貧税という目的税を設けるとしたものであった²⁰。議会最終日に議事にあげられるも、時間切れ審議未了。

- ・明治31年6月に成立した大隈内閣の内相板垣退助は、「窮民法案」を企図した。救助対象となる窮民として、第一条で、不具、廢疾、疾傷、老衰又は幼弱のために自活できず且つ他に扶助を受けるあてのない者の他に、「災厄の為」自活できず、ほかに扶助を受ける当てもないものを加え、第二に遺児、棄児、迷児で他に扶助を受けるあてのない者をあげている。この法案は、内務省の省議に基づいて起草されたものであったが、第13回帝国議会には、提出するに至らず、見送り。
- ・明治35年2月、第16回帝国議会衆議院に立憲政友会安藤亀太郎他2名の議員より、「貧民救助労働者及び借地人保護に関する建議案」が提出され、本会議で可決された。3月には同じく安藤議員より「救貧法案」が提出された。公的扶助義務制はかえって惰民を助長するという反対があり不成立。

以上が、恤救規則と救護法の間にある陽の目を見ることはなかったが、その前史として救護法成立・施行過程に位置づけられる重要法案である。これらの法案の背景には、貧困調査とは銘打っていないが、生活困窮者の生活実態を明らかにした調査の存在がある。

3. 国民生活の惨状をリアルに伝える いくつかの調査

(1) 生活の惨状を世に問うルポルタージュ

明治14年から始まった松方財政下の農村の窮乏などをあつかったものとしては、明治17年、前田正名『興業意見』の「岐阜県各郡長報告」がある。前田は、農民が草根木実を食し、路頭で物乞いする人々の悲惨な有様を描き実態をふまえ、松方財政に対し批判的な報告をしている。また、明治18年6月の加藤政之助、森田文蔵、久松義典らの踏査による各県惨状視察報告も貴重な調査報告である²¹。なかでも『郵便報知新聞』に掲載された加藤政之助の「埼玉県惨状視察報告」は、

松方財政の暴威吹き荒れる中、鉄道建設と開通によって大宮の町が変貌し、生活困窮者が発生、その惨状が描かれている。前述の前田正名の報告は、どちらかというところと淡々とした事務的報告といわれているが、それとは異なり、人の心を打つものを持っていると評価されている²²。加藤は、踏査をふまえ、北埼玉郡における貧民救助人は、487人（金）、1981人（穀）におよんでいることなどにふれ「読者必ず惨憺たるの思いを為し、側穩の上、立ところを發すべし。余も亦此状態を目撃するに及んでは、同胞の兄弟実はこれ不幸に沈む此人民嗚呼何の罪があると心中竊かに涙をながしたりき²³」と記している。貧民の生活に入り込み、内側からその目撃した農民の惨状をルポルタージュするという方法は、多くの読者の共感を得、好評を博した。加藤政之助らの報告は地方の貧困者の惨状についての創成期の調査といってもよい。こうした手法は、明治23年11月「足尾銅山抗夫の惨状」『読売新聞』や明治29年4月、松原岩五郎「足尾銅山（礦夫の生活）」『国民新聞』に影響を及ぼすものとなった。加藤が農民の惨状を、松原は労働者の苛酷な労働状況を世に知らしめたものであり、どちらも自ら往き実見した探険記であるところが特徴である。

(2) 明治中期における大都市の調査

明治中期から後期にかけて大都市（東京）実施された特筆すべき調査は次の通りである。

- ・明治17年東京府下旅人ノ原籍別/p279～283、『統計集誌』
- ・同年五月三十一日現員調東京府下乞丐（きっかい）原籍別/p283～285、『統計集誌』48号
- ・明治19年、著者不詳「府下貧民の真況」（朝野新聞）明治19年3月24日・25・27・28・30日、4月1・2・8日
- ・明治21年鈴木梅四郎「大坂名護町貧民窟視察記」
- ・明治23年桜田文吾「貧天地飢寒窟探検記」『日本』明治23年8月29・30、9月1・4・5・8・9・11・12・14・16・17.21、明治24年1月5日
- ・同年、「窮民彙聞」（国民新聞）明治23年6月15日・16・18・20日
- ・同年、警視庁調査統計「府下貧民の統計及び事故」
- ・明治24年、呉文聡「東京府下貧民の状況」
- ・明治26年松原岩五郎「最暗黒の東京」『統計集誌』に掲載された東京府下の旅人や乞丐の

²⁰ 救貧税は名譽税と呼ばれ、その賦課は所得税納税者については、華族からは所得税額と同額、一般納税者からは納税額の半額を附加税的に徴収するほか、日銀益金の一部をも救貧税として徴収し、これに国家より補助として毎年100万円を繰り入れると規定していた。

²¹ 6月森田文蔵「岡山県報告」、8月森田文蔵「山口県報告」、7月久松義典「九州地方報告」『郵便報知新聞』明治文化研究会編『新版明治文化全集』第15巻（社会篇）1968、pp.295-360

²² 西田長寿「惨状視察員報告」補遺、『新版明治文化全集』月報No.26、1968、日本評論社、p.6

²³ 加藤政之助「惨状視察員報告（第5報告）」『西田長寿「惨状視察員報告」補遺』『新版明治文化全集』第15巻、社会篇、月報No.26、p.6、1968、日本評論社、西田によれば加藤政之助の経歴は（安政元年－昭和16年）、埼玉県北足立郡の出身、郵便報知新聞や大阪新報の記者となり立憲改進黨の黨員として活躍、その後、大隈系政治家として活躍。明治14年埼玉県議会議長となり、明治25年以降は埼玉県選出の衆議院議員、のちに貴族院議員。加藤は明治14年『日本政略』を刊行している。

原籍調査はこれらの人々を数量化することを試みている。著者不詳「府下貧民の真況」（朝野新聞）は、ルポルタージュ風である。最初の東京府下スラム街のルポとあってよい。中川清は、「異質さへの関心」と称し、「貧民社会」は「人間の住み家とも思われぬ」、「獣に均しき有様なれ」と形容している記事を引きながら、全体としてこの記事に対しネガティブな解説を書いている。が、「異質さ」より、「同じ庶民の間にも貴賤貧富の差別あるは実に驚くに余りあり」と、庶民の間にも格差が存在し、貧民の状況を詳細に伝えようとする意欲が読み取れ、ルポルタージュとして成功しているといつてよいのではないか。状況を地域ごとに詳細に描写し、住宅の状況、畳、竈、食器、食事の内容、寝具、井戸と厠、仕事、賃金、内職、病気の事、質の話、下水などについての描写は極めて詳細で、まさに、「貧民の生活上の詳細を記そうとする」意気込みが読み取れる。「居る家も着る衣もあるかなしにて、一日三度の食事はおろか二度だに食せぬこと多く、垢に塗れ、塵に汚れ、男女の分ちだに定まらず、獣に均しき有様なれば、世に何の望みありてなお命を惜しみ居るや、むしろこの世を棄つるこそ楽ならめと思うほどなれど、また、この社会に居ればそれぞれ夫婦の契りもあり父子の情けもあり、天地を高廈と思ひ、襤褸を繡衣に充て、疎食を食らい水を飲み腕を曲げて枕とす樂その中にありと古人を気取る者もあるべし」と表現している。

これは「異質な世界」を描くというより、その生活を本人たちは肯定的にとらえている、そういう生活心情、内面を描いているとも読める。また、「・・・もし、この内に一人にても病気にかかりたるものありし時などは、その哀れなる有様は思いやるさえ気の毒なり」などは、病気によってさらに生活が困窮する「貧民の生活の真況と貧困のプロセス」が読み取れ、極めて興味深い記述である。ぎりぎりの生活で病気になるれば一気に生命の危機に瀕する最低生活の現状とその最低生活費の基準を想起させる。

統計学者呉文聡、兄は呉秀三である、による「東京府下貧民の状況²⁴」は、明治23年に実施した東京15区すべてについて貧民の分布を整理し生活の特徴を記したもので、貧民窟の所在と分布を明らかにしたものである²⁵。チャールズ・ブースのロンドン調査を彷彿させる。明治23年は、経済恐慌で都市貧民層が増加。5月には「東京で餓死者」が出ている。「東京の下町では、内職者増加、婦人の下請け内職（マッチ箱張り）拡がる。一日約700箱4銭、紙巻煙草巻き一日約8000本4銭²⁶」とあり、大都市部の生活の厳しさを伺い知ることができる。

呉文聡は、明治27年6月『統計学雑誌』98号に「貧

人調査の必要」を書いている。呉は、貧富の格差が拡大していることについて触れ、貧人の3つの行動について次のように事例をあげて説明している。

第一、擇而取死

瓦葺職人－不景気－職業閑暇－家族四人にして糊口に困む－工手学校夜番人－いっそ死んだが増し－縊死

横浜蓬萊町鶴橋脇－男女の死骸－情死にあらず－男49女50、老松町の老夫婦－大工職－糊口に窮し投身

第二、知而犯罪

その類非常に多く今いちいち例を挙げるを取ってせず

第三、決死暴行

仏国の事例、糊口に窮し、自ら革命を断行するに躊躇せず、余の志を天下に明らかにせんと爆裂弾を携へ国会議事堂に赴きたり。「社会の不正なる状態こそ足下が窃盗犯と喜んで称するところのものに対して責任あるなし」と職を与えよ、否らされば、爆裂弾をもって報いんとは欧州貧民の套言なるにあらずや

呉は、将来は、第三が増えるだろうとし、今、幸い下民痛苦の声甚大ではないが、僅かに死亡を免れているだけで、「地下暗流の中を探らば、痛傷浩歎すべきもの極めて大ならん。もし貧富衝突の大苦痛たるを知るの明あらば、平常貧民の状態を熟察し、これが救済の策を講せざるべからず」と、通常時における貧民調査の必要を説いている。さらに「貧民は二種（甲乙）あり」と、甲種については、鰥寡孤独病羸不具等の飢渴に迫るもの及びすべての職工仲間等で、その増減原因救治策が必要である。乙種については、多少平素の生活の程度習慣風俗賃金等を知り、これを誘導して、安全の地位に達せさせる、としている。社会の最下層で苦痛を感じて居る人々の「講究の必要」を説く。さらに、同誌7月「貧民論（補遺）²⁷」で、警視庁23年の「東京府下貧民の状況」の調査を指しているものと推察されるが、これは調査として不十分であると批判、次のような調査項目を提案して興味深い。

調査科目

- ① 氏名
- ② 族籍
- ③ 家族の員数（自己を加えて）内、病者何人（一時の病と永病あるいは不具とを区別すべし）
- ④ 家族各者男女の区別
- ⑤ 家族各者の生年月、後整理して老壯青幼の四者に別つ、すなわち10歳以下、満10歳—15歳、満15歳—20歳、満20歳—65歳、満65歳—以上

²⁴ 『スタチスチック雑誌』第57号、明治24年1月

²⁵ 中川清編「解説『明治東京下層生活誌』岩波書店、1994、P300

²⁶ 『東京百年史・別巻』年表p.379

²⁷ 『統計学雑誌』（99）、統計学社、1894-07。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3558823>

- ⑥ 主たる稼人以下各者の職業（内職にてもあれば書くべく、全くなきものはなしと記すべし）
- ⑦ 一日の儲け高（内、主たる者の儲け高、家族子供等の儲け高）
- ⑧ 食料の種類（内、主食、副食）
- ⑨ 衣服の有様
- ⑩ 夜具の有無
- ⑪ 畳の有無
- ⑫ 家賃の一か月何程又は日掛けにて何程
- ⑬ 住家の広さ
- ⑭ 家賃の延滞有無
- ⑮ 負債
- ⑯ 何時の頃より困窮に陥りしや

その他、前年来の天気時候、農作の豊欠、工商業の景況物価及び賃金の高低金融の緩急到世一般の景況を調査すべし、と書いている。

さらに、調査終了後、結果として注目すべし原因については、

- ① 個人に就き
- ② 外方より来るもの
重税の為、疾病の為、死去の為（病人の死去により貧に陥るを言う）
- ③ 自己又は他人の品行より来るもの
無駄遣いの為（節約ならざる為）、懶惰なるが為。犯罪の為、隣近所の悪しきが為、子弟の悪しきが為、手淫及び交過度の為、軽率なる又は悪しき縁組の為、家族の仕組悪しく、結合薄弱なるが為、即ち家族なるものを蔑視するよりおこる、例えば夫婦和合せざるが如き、自尊心のなきが為、憤発力のなきが為、決断な気が為、失望落胆せしが為、飲食欲の為、悪しき嗜好の為
- ④ 公然のことに就きて
政治の腐敗せしが為、公費の滞りに増加するが為、伝染病の流行するが為、計画の屢々失敗するが為、天然的に富源の存せざる為、気候の悪しきが為、衛生事業に欠くところあるが為、法律の悪しく又は不完全なるが為、貧民の欺かるること多し、裁判懲戒の法備足らざるが為、教育法を過りたるが為、教育の不完全なるが為、商工業の不振あるいは変動の為、貨幣制度の変

動せしが為、一民級が他民級の上に過重の権力を加えるが為、営業のなきが為、善からざる慈善事業の為

以上は皆人をして、貧困ならしむる原因なり

従来世人は多く貧困の原因を個人的に求めたれど其真因は多くは却て公然の原因に有り、而して之を前者に求めたるは、畢竟個人的事項の知得し易きが為なり、凡そ統計の法の一定の情況よりおこる者たるを知らずば貧困も亦、一定の情況より産出するものたるを知り、これに應ずるの策を講ずべきなり、人を圍繞する事情こそ人の一生を支配する終局の要素なり、一個人に就いて貧民を研究すれば、貧民を各個人の性質こそ貧困の原因なるがごとくなれど、一步進めて之を研究すれば其首要的原因は人を圍繞する状況に在るを知るべし、世の仁人君子深く意を此に駐めざるべからず。

ルポルタージュによる惨状をリアルに描くこと、個人の性質に貧困原因を求めやすいが、そうではなく、一步すすめて研究すれば貧困に陥る原因は別の要因がみえてくると、政策と結びつくための統計的手法による接近の必要をのべていることは注目に値する。

呉文聡は、明治15年政治を志し広島改進黨に加入したことがあり、また、同年、朝野新聞（成島柳北主筆）の記者となったことからわかるように、当初は、貧困を政治やジャーナリスティックな視点から貧民の生活に接近しようとした。もともと呉は、明治8年に正院に入り、正表課に勤務。杉亨二²⁸の属僚として統計学を志し、明治12年には、杉の「甲斐国現在人別調べ²⁹」を手伝っている。その後、明治22年2月、杉の弟子の横山雅男や河合利安とともに経済統計社をつくり、「政治を統計に直結せんがため³⁰」と「経済及び統計」誌を出している。生活現実と統計、政治をつなぐ発想から貧困原因の探究に強い興味を示したのではないか。

明治23年（1890）には、救世軍のウィリアム・ブースによる「最暗黒のイギリス³¹」(In Darkest England and the Way Out) が発表され、産業革命をもっとも早く果たし世界の工場といわれるイギリスであっても貧困という暗黒な影をもっていることを世界に知らしめた。とりわけ、ウィリアムブースは、貧困層の人々を「見えない人々」として社会から無視され、抑圧さ

²⁸ 1873年（明治6年）には明六社の結成に参加。1874年（明治7年）太政官正院政表課課長。

²⁹ 杉亨二は、現在の国勢調査にあたる全国の総人口の現在調査（当時は「現在人別調」と称した）を志し、その調査方法や問題点を把握するために1879年（明治12年）に日本における国勢調査の先駆となる「甲斐国現在人別調」を甲斐国（山梨県）で実施した。調査員2,000人を動員し、調査費用約5,760円を費やして、同年12月31日午後12時現在の甲斐国人口は397,416人という結果を得た。統計学研究のための組織である表記学社（1876年設立、1878年スタチスチック社に改名）や製表社（後に変遷を経て東京統計協会）を設立して後進育成を図った。1883年（明治16年）9月には統計院有志とともに半官半民の共立統計学校を設立し、自ら教授長に就任するが、2年で閉校となった。この共立統計学校が輩出したのは一期生のみであるが、その卒業生名簿には、横山雅男ほか次世代を代表する統計家が名を連ねる。スタチスチック社（その後統計学社と改名）と東京統計協会（旧製表社）は1944年に合併して財団法人大日本統計協会となった。1947年に日本統計協会となり、現在に至る。

³⁰ 呉文聡著作集第2巻論文翻訳講義録・年譜、日本経営史研究所、昭和49年

³¹ 1889年のヘンリー・モートン・スタンリーの『Darkest Africa』の影響を受け出版された。ウィリアム・ブースは、都市部の労働者階級が直面していた生活条件について詳細に描写し、貧困、ホームレス、アルコール依存症、犯罪などの問題に苦しむ人々の実態を明らかにした。諸問題が個人の問題ではなく、社会全体の体系的な問題であると強調している。

れている存在と見なし、その状態を「英国の暗黒面」として指摘した。驚くことに英国で出版されてほとんど間を置かず日本にも紹介されている。最初に紹介したのは、小崎弘道と植村正久の『六合雑誌』であった³²。その影響を直に受けたのが、明治26年松原岩五郎『最暗黒の東京』であろう。松原は、同年、6月1日～7月5日、松原岩五郎「探検実記 東京の最下層」、8月9日～23日 松原岩五郎「東京最暗黒の生活」を国民新聞に掲載し好評を博した。それらを一冊にまとめたのが「最暗黒の東京」である。

明治29年10月～「東京の貧民」時事新報社³³は著者不詳であるものの秀逸である。幕府時代と維新後の貧民を比較し、とくに維新後について、区ごとの貧民窟数やそこに居る人々の仕事を、くず拾いや荷車後押しなど、数量化し府下貧民営業統計表を示し紹介している。さらに、それらの人々の来歴など、養育院関係者からの問答速記情報をもとに紹介しているが、非常にリアルな問答である。さらに犯罪の研究について言及しているが、調査のまとめの部分は極めて興味深い。それは、7.東京貧民一斑の中にある貧民の家計についてのものである。

夫婦子ども四から五人世帯

家賃日掛にて・・・二銭

・蒲団損料・・・三銭

・薪小束・・・一銭五厘

・量り炭・・・一銭

・醤油・・・一銭

・たくわん漬け一切れ・・・5厘

・にしめ(ひじき、おから、さといも)、又は塩魚・・・二銭

・酒コップにいっぱい代(ただしこれは亭主の草臥休め) 一銭五厘

・白米一升 一四銭

合計 二十六銭五厘

以上は亭主が一日二十五銭ずつの稼ぎを為す家にて、日々欠くべからざるの費目なり

と、詳細な家計の実例があげられている。貧困世帯における家計調査のはしりともいべきもので、高野岩三郎の「東京ニ於ケル二十職工家計調査」は大正5年であり、それよりはるか前に家計に着目したこと、とりわけ貧しい人々の家計に注目したことが社会事業調査として評価に値する。筆者不明であるが、養育院関係者からの情報を得、貧しい人々の家計に着目し貧困に接近しようとしたことが読み取れ、東京の貧民窟を実査し、職業などを詳細に描き数量化を試みているところも素晴らしい。家計、統計に精通しているもの

の仕事と推察される。

明治37年5月、東京市は戦争がもたらした社会的影響を把握するために「時局の東京市内細民の生活上に及ぼせる影響取調³⁴」を行っている。これは東京市吏員が警察署にまず聴取し、市内の細民が多く住む地区に実地調査を行ったものである。警察署の取り調べの域を脱していないが、質屋や大工や左官、人力車夫といった人々が戦争不況や交通の発達等によって困窮する様子が鮮明に描かれている。戦争による不況の影響が東京の細民の生活を追い詰め困窮化させていることが明らかになっている。

さらに、同年、平民新聞に「戦争が生める窮民³⁵」が掲載されている。東京市のみではなく、京都、尾張、名古屋、飯田、長野などの戦争の影響で不景気となった窮状を伝えている。「軍人の家族救済に熱中せる諸君よ。請ふ此の種の窮民に向かいても同情の涙を垂れよ。軍人の家族も彼らも同じく之れ戦争の影響にて衣食に窮するに至りしものなれば、一にして救わざるべからざるものとせば、他も亦救はざるものたることに留意せよ。」と軍人家族にばかり注目するが、こういった市民の窮状にも注目せよということである。さらに、平民新聞では、召集され、一家の大黒柱を失い糊口の途なく餓死に迫られる妻の窮状など、事例をあげジャーナリストティックに描いていて印象深い。

細民、窮民の生活実態をいかに克明に描き、世に訴えるか、様々な試行錯誤が行われていることがわかる。こういった調査が、国民生活の窮状を明らかにし、貧困対策の必要を説き、窮民救助法などの救貧法立案の世論をつくり後押ししたと考えられる。

(3) 地方における細民の調査—明治31年『細民生計調査』

明治23年1月、富山から米騒動が始まり北陸・山陰など8県に及んでいる。この期の米騒動は、前年の凶作と米の価格の上昇が原因であった。4月からは鳥取県、新潟県、福島県、山口県、京都府、石川県、福井県、滋賀県、愛媛県、宮城県、奈良県などにおいても騒動が起きている。5月、米価高騰のため都市で窮民が増加し、東京では餓死者がでて、社会問題となっていたことを考え合わせると貧困がいかに深刻であり対応策が求められていたかがわかる。

地方の惨状を報告したものとして「細民生計調査」がある。明治31年、物価高騰、窮民続出し、内務省は府県に命じて細民生計の調査を行わせている。調査の結果は同年8月～11月まで『官報』に「細民生活に関する官憲報告書」として連載されている。都市下層社

³² 加賀谷真澄「ウイリアム・ブースと明治日本の知識人との近接—日本之下層社会の誕生の背景」『筑波大学比較・理論文学会』30巻, p. 49-63, 2012-03

³³ 中川 清『明治東京下層生活誌』岩波書店、1994, pp.152-153

³⁴ 『東京市百年史』第2巻、P.986に詳細に掲載されている。

³⁵ 『平民新聞』第23号、152-153 服部之総、小西四郎 監修『史料近代日本史』[第2 第1] 第2 (社会主義史料 週刊平民新聞 第2 (第17号-32号)), 創元社、1954. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2988509> (参照 2024-09-21)

会のみならず地方の郡部にまでわたった全国23県の下層民の窮乏状況、それらの原因や救済策をまとめた非常にレベルの高い報告である。岩手、秋田、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、長野、山梨、富山、石川、岐阜、和歌山、兵庫、鳥取、徳島、高知、広島、島根、大分、福岡、鹿児島、沖縄である。各県は実地調査により、地震や害虫被害、物価の高騰などで多くの県民の生活が窮していることを報告している。どの県も詳細に生活に窮する細民の生活をリアルにルポルタージュ風に報告している。地方県庁吏員の貧困に対する高い問題意識と描写能力の高さをうかがわせる報告となっている。いくつか紹介しておく。

宮城県は、「県下細民生計の実況を踏査するにその窮困する者の原因は種々有るべしといえども、主として連年気候の不順加うるに（明治）29、30両年の水害に遭遇し農産物の収穫著しく減少あるいは皆無なると物価暴騰及び金融の逼迫とに由るものの如し。蓋し細民は固より一般に恒産なく偶偶これ有るも、劣等の農商工業者にして僅少の小作又は資金に依りて薄利を得生活する者なれば、物価暴騰すれば忽ち衣食の料を欠き加えて家族多く、殊に廢疾者及び幼者の如き扶養を受ける者有るにおいては〇〇死に瀕せんとするがごとく、実に名状するに忍びざる境遇にあり、また、鰥寡孤独者にして従来労役を常職とし生計を営む者も其稼業日を遂いで減少し、時にあるいは絶無の有様にて・・・」と報告し、県下郡別の困窮者数を調査している。13226戸で80872人（男40484人、女40388人）

埼玉県は、県内の郡それぞれについて詳細に報告しており、郡によって農村部と製紙工場などがある地域には違いがあり、細民の状況が異なることが読み取れる。

富山県も各郡の農民困窮の状況を詳細に描き、食生活や家財道具の質入れの状況まで細かに報告していて非常に興味深い。

兵庫県は細民を実査しその艇を標準がないので概数を推定するしかない、としながらも、兵庫県内の都市総人口別男女別細民別人口（老、壮、幼）、さらに細民の中身について「目下生計に困難なるもの」を集計していて、秀逸である（表1参照）。「右合計に拠りて算定すれば、管内の細民は総人口の二割七五弱、細民中目下生計に困難するものは、総人口の八分〇六弱即

ち総人口百に付き細民二十二人強、生計に困難なるもの八人弱、細民百に付き生計に困難するもの三十八人強に当たれり。これ決して少数と謂うべからざるなり。」とその数が決して少なくないことを指摘している。また、小作人、小商人、小職工、漁民、労働者、無職業者に分け、困窮の背景を丁寧に分析している。一日の所得金額、一日の消費金額、差し引き金額を加えて検討している。

高知県は、細民種別の戸口数を表にし、細民を以下のように6つの種類に分類している。

- ① 一日の労働を廃すれば忽ち生計を為し難き者
- ② 労働に従事するも家人多くして生計を為し難き者
- ③ 游惰放逸にして一定の職業なき者
- ④ 廢疾その他の事由ありて自活する能わざるもの
- ⑤ 親戚故旧の救助を受くる者
- ⑥ 市町村の救助を受ける者

広島県は、都市ごとに次の5つの種類に分けていて、細民を数量化しようとしていて興味深い。

- ① 恤救規則又は地方税救助規則に依り、救助を受くる者
- ② 町村の救助規則に依り、救助を受くる者
- ③ 生計に困窮し飢餓に迫る者
- ④ 未だ飢餓に迫るに至らざるも、窮困殊に甚だしき者

このように各県、創意工夫がみられる。

(4) 下層社会に共鳴するまなざし

東京のみならず地方を歩きまとめたものとしては明治32年横山源之助『日本の下層社会』がある。東京をはじめとし阪神・桐生・足利・前橋・富山などの都市雑業層、労働者・小作農民の労働と生活の実態を視察している。その序で、日野資秀は、ウイリアム・ブースの「最暗黒の英国」とチャールズ・ブースのロンドン調査を引きながら横山の仕事を社会問題について考察する良資料であると推薦している。ロンドン調査の第1巻は1889（明治22年）に刊行されている。日野は、1888年（明治21年）から明治26年1893年までイギリスに留学（宮内省留学生）していた。ちなみに、日本人として最初に「エコノミック・ジャーナル」（1893年6月）に掲載された添田寿一の論文「日本における経

表1 男女別細民別人口

性別	男				女			
	老	壮	幼	計	老	壮	幼	計
細民	925	30,518	7,850	39,293	925	20,982	6,250	28,157
細民中目下生計に困難なる者	48	17,352	1,420	18,820	35	9,145	730	9,910

明治31年内務省「細民生計の状況」神戸の欄のみ抜粋し筆者作成

「経済学研究³⁶」の書評を書いた経済学者である³⁷。日野だけでなく、留学等を通して、この時期、英国の貧困調査にかんする情報が日本にリアルタイムで紹介され政治家、官僚、言論人等の知識人に広く流布していたことがうかがわれる。添田寿一は、最初の官庁エコノミストの一人であり、英国の権威ある経済ジャーナル『エコノミック・ジャーナル』通信員であった。添田はイギリス留学時代、アルフレッド・マーシャルの講義を受講し、経済学者であると同時に『統計学雑誌』にもかわり、細民調査、窮民救助制度をつなぐキーパーソンである。

前後するが、横山源之助と親交のあった樋口一葉は、明治26年12月に「琴の音」を『文学界』に発表、貧民街の浮浪児をモデルにした作品、貧窮の中で母に捨てられ、父を亡くした14歳の少年が貧しさと周囲の偏見に次第に心をむしばまれていくが、最後には更生していくという物語を発表している。翌年12月、「大つごもり」『文学界』を書いているが、都市下層に生きる女性をモデルにした作品であり、高利貸しの返済に苦しむ庶民の実態なども詳しく描かれていて、自身も都市下層に生きるものとして作品を通して社会に問題提起をする、というスタンスを読み取ることができる。と同時に貧困層への外部からではなく、内側からの当事者のまなざしで有り、それは共鳴や共感を伴うものであったといつてよい。同じ年の6月、北村透谷は「慈善事業の進歩を望む」を『評論』に発表。上流社会の慈善の虚妄を鋭く衝き、貧民全般に渴望するのは慈恵金ではなく、真の同情と訴えている。文化人を巻き込み社会全体が窮民救助、恤救というものに大きな関心をもって貧困に対峙しようとしていたことがわかる。

さらに、鉱毒地の農民の惨状を描いたものとして異彩を放っているのは、明治34年11月より翌3月毎日新聞に掲載された松本英子による『鉱毒地の惨状』である。足尾鉱毒被害の激甚地の踏査と農民への直接ヒヤリングによる戸口調査から、鉱毒による農村の疲弊、農民の窮乏化の実態を井上興十庵の挿絵とともに描いている。英子は、明治35年5月、鉱毒地の問題を世論喚起すべく、島田信子の救援活動報告を加え単行本として刊行している。このルポルタージュは、「前史」における細民調査に位置付けてもよい。被災地という区切られたエリアの惨状をリアルに描くという意味においては、横山源之助と双璧をなす。細民調査とは銘打っていないものの、古河鉱業という大資本によってもたらされた鉱毒問題が農地を汚染させ、田畑の荒廃、

農民の生活を窮乏化させる、という構図は、鉱毒地の窮乏を社会問題として取り上げ世に訴えるものであり、渾身のルポルタージュといつてよいだろう。このほか、足尾鉱毒激甚地農民、当事者のルポルタージュとして捉えられるものとしては、明治31年2月に書かれた庭田源八『鉱毒地鳥獣虫魚被害実記³⁸』がある。

この時期のこれらのルポルタージュは社会問題の告発として意味がある一方、文学的すぎて科学的な統計調査でないことと批判されることもある、が果たしてそうだろうか。むしろ、世論喚起のためには極めて有効な手段であり、また、実際に現地に赴き足で入手した情報であるところは何物にも代えがたい。統計では言い表せない生活の実態、窮乏化し逼迫した生活の実態を臨場感をもって伝えていることは寧ろ前史として、社会事業調査の一形態として位置づけられ、評価されるべきなのではないか。また、全国自治体から寄せられた「官憲報告 細民生計調査」は吏員が実査し、そのうえで細民の生活を細部まで描き、農民の窮乏化が災害やコメの不作や物価の高騰といった社会的要素によってもたらされていることをリアルにルポルタージュしている。さらに数量化の試みもみられ、量的質的に細民の生活実態を把握しようと試行錯誤した痕跡があり貴重な報告となっている。吏員の中には他のジャーナリスト同様に細民の困窮する姿を目の当たりにし社会問題として解決すべし、という強い問題意識をもっていたものがいたことがうかがわれるのである。

恤救規則の限界を感じ取ったジャーナリストや研究者、吏員などが様々な角度から細民に接近し実態を明らかにしたことで、たとえ陽の目をみなかつたとはいえ、そういった取り組みが明治23、30、31、35年と何度も新たな窮民救助法成立の模索、実現の機運を盛り上げ後押ししたということがいえるのではないかな。

以上が、明治中期から後期にかけて実施された調査である。次に、この時期の政府および学術分野の動向について述べておきたい。

4. 貧民研究会ネットワークと統計学

(1) 後藤新平「国家衛生原理」

政府の動きとしては、明治19年、内閣制度のもとに内務省管制が設けられ、「賑恤救済に関する事項」は県治局の所管事項になり地方局に引き継がれている。さらにこの頃の政策的な動きで忘れてはならないの

³⁶ 添田の英文の論文は、日本語に訳され明治26年、「日本における経済学研究」『国家学会雑誌』79号に掲載されている。当時の日本の経済学者を自由貿易（天野為之、伴直之助、福沢諭吉、田口卯吉）、保護貿易（犬養毅、前田正名）、国家社会主義（一木喜徳郎、金井延）、中立（阪谷芳郎、添田寿一、田尻福次郎）と四つに分け、添田は自らを自由貿易でもなく、保護貿易でもなく、国家社会主義でもない中立とした。国家社会主義には、金井延、桑田熊蔵、山崎覚次郎、小野塚喜平次、高野岩三郎、福田徳三など社会政策学会のメンバーがほぼ含まれる。

³⁷ 上宮智之「日野資秀による経済思想の普及構想－忘れられた経済学者の啓蒙活動」
https://jsheet.net/wp-content/uploads/2019/02/2019_1_3_5_uemiya.pdf

³⁸ 田村紀雄は、この実記について、「川が汚され、動物が次々と姿を消してゆく過程を素朴な言い回しで見事に描き出している。その地域の生産性に言及し、鉱毒被害以前の経済水準を知ることができる」と評価している。『民衆の記録（農民）』解題

は、後藤新平の存在である。後藤は、明治22年8月『国家衛生原理』を出版、この中で、欧州、とくにドイツの衛生制度について紹介、また、国家衛生の盛衰は、国民の命價に関係するとし、英国統計総監ウイリアム・ファルの『生命統計学』を引用しつつ、「衛生法」が国家の経済的発達に深く関係することを強調、公衆衛生の充実を説いている³⁹。後藤は、明治23年3月、ドイツに留学し各国の医療行政を学んで明治25年に帰国、内務省衛生局長となる。明治28年8月伊藤博文に社会政策的施設の必要を建言、12月、再度、伊藤に明治恤救基金案を建白している。この基金は日清講和条約による清国からの賠償金で明治恤救基金を設置しようとするものであったが、採択されずにおわったことは前述のとおりである。後藤は、東京大阪に国立施療院の設置、労工疾病保険法の制定、国立孤児救済院の設置、地方救貧制度の補助、軍属救護会補助、貧民幼稚園の設置、貧民教育法の設置を提案している。明治29年の第10議会に提出された恤救法案、救貧法案に衛生局長として深くかかわっている。明治30年には、労働者疾病保険の新設及び救療病院その他の社会施設を完成させる恤救事務局の設置を内務大臣に建議していることは注目すべき点である。

(2) 統計集誌

明治14年5月に統計院が設置される。前後して、明治13年11月、統計協会によって「統計集誌」が刊行されている。統計協会は明治11年中小幡篤次郎ら数名が当世の様々なことを討論するには、事実にもとづいて統計学に依らなければならない、との思いから、スタートした団体である。第1号には統計協会の調査科目が掲載されている。土地、人口、政治、司法、宗教、教育、慈恵、予備保険、財政、陸軍、海軍、農業、工業、商業、通運、郵便電信、消費、東京（土地、人口、家屋、行政、宗教、教育、救助、財政、工業、芝居、供給市場、建築道路）、開拓使である。慈恵、東京に救助が入っていることは注目すべき点である。

調査項目

・第七科 慈恵

第一目 日本慈恵一般の組織

第二目 救育院、病院、瘋癲院、聾啞、盲、被救児、児殺、慈恵局、贈物、遺物

乞食院、女子職業稽古場、区医、私（立）の慈恵

・第一八科 東京

第七目、救助 救助事務、費用、救育院及び要因の人員、扶助、免税、貯金

明治13年11月の会員には、小幡篤次郎、杉亨二に加え、加藤政之助、呉文聡、箕浦勝人、森有礼の名がある。加藤政之助は埼玉のルポルタージュの加藤政之助（大阪新報社）である。杉は森有礼と明六社を立ち上げたことからそのつながりで会員となったことが推察される。

(3) 世良太一の「統計院書記官巡回紀事⁴⁰」にみる「廃疾」という困窮者

明治31年、細民生活に関する官憲報告書として連載された「細民生計調査」について前述したが、細民調査とはまったく別物ではあるが、非常に興味深い世良太一⁴¹による『統計院書記官巡回紀事』について触れておきたい。これは、世良太一が相原重政、川村良作を随行員として、明治17年4月12日から2か月かけて、三重、京都、大阪、奈良（当時は大阪府）、兵庫、滋賀、岐阜、愛知、静岡を踏破する巡回結果を表したものである。府県庁と郡区役所、警察署、裁判所、監獄、区長役場を訪問し、地域の住民の状況、作物の状況などを調査している。人口や戸籍、農産物など各地域の産物の景況、犯罪、淫売、衛生調査、芸娼妓など多岐にわたって聴取している。細民調査という目的ではないが、踏査してみると地域それぞれには生活困窮者が多く住む地域が存在すること、それらの人々の生活困窮の実態が明らかになったことがわかる。巡回者側に貧困を問題として捉えるセンスがあったかという点と皆無であったように思われ、社会問題として捉えるという視点は全くと言ってない巡回紀事である。ただ、注目すべき点が多々ある。この紀事内でたった1か所であるが「細民」を使っているところである。伊丹の「巡回紀事」の箇所である。また、明石の郡長富永衛は、西洋各国と我国の出生死亡割合を比較して報告しており大変興味深い。その他、京都では「京都盲啞院」を訪問している。ただ、貧困の撲滅や障害のある人々の生活を支えるといった脈絡ではなく、障害というものがどのように遺伝するのか、といった優性保護の観点から書かれており、今日では人権侵害ともとらえられる差別的記述に満ちている。

「巡回紀事」の最後にいくつかの表が掲載されている。郡区別出生死亡及び結婚離婚と並んで「廃疾」という欄が設けられ、男女別に実数と「人口百人当たり」の数が算出されていることは注目に値する。たとえば、京都のある地域では、「廃疾」の数は、75人で、「人口千人あたり」3.27となっている。「巡回紀事」は各地域の納税の状況を踏査によって明らかにしようという目的であったように読める。が、人間に就いて調査

³⁹ 鶴見祐輔『正伝後藤新平 1 医者時代』藤原書店、pp.506-507

⁴⁰ 佐藤正弘「明治前期における公的統計の調査環境と地方行政」佐藤正弘編著『近代日本統計史』では、明治17年の「統計院書記官巡回紀事」（総務省統計局統計図書館所蔵）を取り上げている。

⁴¹ 世良太一（1838-1919）は、杉亨二に師事、明治4年太政官政表課（総務庁統計局の前身）にはいる。杉らとともに明治9年表記学社、16年共立統計学校を設立している。

すべき箇条について次のような記述がある。居住については持ち家か借家か、男女別の出生数、年齢、風俗衛生経済等、年ごとに分ける。職業は経済上最も必要なものなれば農（自作、小作）、宗教、犯罪者、廃疾、啞聾盲などを調査すべきとしている。納税上必要とはいえ、詳細に生活実態を明らかにしようとしたのだろう。

犯罪や「廃疾」、いわゆる障害などについて調査事項としていることは画期的であるが、前述のように、それはあくまでも病気や障害によって生活困窮に陥っている人々を支援しようというような意図は一切読み取れず、非常に侮蔑的な表現で記されている。犯罪も原因、矯正や防止を考えるとというより、どのような地下経済に関わる集団とつながっているか、に注力している。

ただ、各地の産物などの生産や納税の状況を知れば、貧民が多く住む地域、が明確になり、また、病気や障害があるために仕事に就くことができず、失業や日々の生活に困窮している人々の状態はおのずと見えてきたと考えられる。病気については、梅毒患者、死亡については自殺や墮胎数なども算出しており、極めて興味深い。自治体の関係者の中には西洋の調査の情報を持っているものも僅かに存在し、高度な統計表をまとめることも可能だったことがうかがわれる。細民にのみ焦点をあてる意図はなかったが、期せずして、関西地方の生活実態、疾病や障害で困窮している人々が明らかになったといえる。統計によって数量化し可視化することで社会に地方の生活現実をより鮮明に知らせることが可能になったといえよう。

府県によっては精度の高い調査が目指されていたように読めるが、その背景には、調査組織として府県によっては統計行政に力をいれていたということがいえる。「巡回紀事」によれば、大阪、岐阜、愛知、静岡では、「主任者」等の名称で統計専任職員を設けていた。また、愛知県では統計行政の発展のため、公費で属を共立統計学校⁴²に派遣しようとしたこと、統計報告様式を制定したとある⁴³。統計学と地方行政と細民調査が最初に交差したのがこの「巡回紀事」なのではないか。

(4) 貧民研究会のネットワーク

また、学術分野としては、明治29年4月には、桑田熊蔵や高野岩三郎によって社会問題の研究会が立ち上がり、明治30年4月に「社会政策学会」の名称で学会活動が開始されている。桑田熊蔵、金井延などは、慈善事業や救済制度に興味をもつ存在であった。明治33年⁴⁴9月には、官民学合同ともいべき貧民研究会⁴⁵が設立され、窮民、細民といった生活困窮者への政策、支援構築が模索されたということである⁴⁶。社会事業統制として最も古い機関は、明治41年の中央社会事業協会であるが、その母体となったのが、この貧民研究会である。この会は、明治32年～33年ころに内務省に勤務する有志が中心となってつくられた。久米金弥（貧民救助法案等関わる）、井上友一（内務省地方局府県課長、後東京府知事）、清野長太郎⁴⁷、相田良雄（以上、救済事務当局）、窪田静太郎（衛生局）、松井茂（警察当局）、小河滋次郎（監獄学専攻）、桑田熊蔵（東京帝大社会政策専攻）、留岡幸助（警察監獄学校教授）、原胤昭（教誨、出獄人保護）安達憲忠（東京市養育院主事）がそのメンバーであった。窪田は「貧民の救済、貧困の防止、不良民の矯正等の事柄について研究する集団であった。・・・政府、すなわち内務省方面においては（社会事業）の必要を認めず、またこれが取り締まりをなすでもなく、眼中に置かなかったという状態であった。・・・恤救規則の如きものがあり・・・、窮民救助法案が提出されたが、本会議において否決せられそのまま消え去ったという状態であった⁴⁸」。政府、内務省としては積極的に貧民救済を考えていたわけではないが、その中に貧民救済に関心をもつ者がいてその者たちが中心となってつくった私的な研究会であった。明治36年5月庚子会と改称、「実際に局に当たる人を招聘して実話」を聞いたり、例えば、「当時浅草警察署長の室田警視を招聘して浅草公園付近の売淫婦の状況を聞いたり、時にはまた、会員が同道して、貧民部落、酩酊屋等に实地踏査を試みたこともあった」のであり、実地の調査を実施していたことがうかがわれる。

窪田静太郎は、後藤新平の愛弟子といわれ、極めて優秀な官僚であり、明治31年、後藤の命を受け、渡欧、翌年帰国、6月に「貧民救済制度意見」『社会』11号、

⁴² 杉亨二は、統計院の職員有志と明治16年9月に共立統計学校を開校した。自ら教授長となって統計専門家の養成に当たった。明治19年3月に閉校されたが、1回目の卒業生36名と修学証明者27名を出している。統計局ホームページ/日本近代統計の祖「杉亨二」(stat.go.jp)

⁴³ 佐藤正弘編著『近代日本統計史』p.130

⁴⁴ 明治32年という説あり。

⁴⁵ 貧民研究会は、労働運動系の同名の研究会がある。明治31年4月、片山潜と横山源之助の発起で第1回の研究会が「きんぐすれい館」で開催されている。片山と横山の関係が冷え、消滅したといわれている。片山と横山の貧困研究会の第1回研究会では、片淵琢の静岡地方報告、都会と地方の細民比較談、井上慶吉の新網貧民の状況報告など。本郷真治郎、片淵琢、松原岩五郎、山室軍平、布川静淵、松村介石、片山潜、高野房太郎、安達憲忠らがメンバーであった。

⁴⁶ 小川政亮「三つの救貧法案」、『日本の救貧制度』pp.101-119

⁴⁷ 明治28年、東京帝国大学法科大学を卒業。同年11月、高等文官試験行政科試験に合格。内務省に入り警保局属となる。富山県参事官、神奈川県参事官、内務省地方局町村課長などを歴任。1906年1月、秋田県知事に就任。同年11月、南満州鉄道理事に転じる。大正5年4月～大正8年4月、兵庫県知事、神奈川県知事、大正12年9月、関東大震災の復興局長官。

⁴⁸ 窪田静太郎「我国における社会事業統制機関」中央社会事業協会、昭和4年pp.1-2

「貧民の疾病保護について」『国家学会雑誌』13巻-149号を發表している。

明治33年、窪田は農商務省商工局課長となり、工場法案の調査、立案を行っている。農商務省工務課の下に工場調査掛臨時工場調査職員がおかれ、窪田静太郎を主任として囑託には桑田熊蔵、学習院教授久保無二雄、広部周助、横山源之助などが就任して工場の現状と弊害が調査された。

工場法について少し述べておく。明治30年、政府は、職工法案を作成、しかし、財界の支持を得られないまま議会在解散され、廃案となっている。政府は翌年、職工法案を修正し、工場法案を作成したが、これに対しても財界から反対にあう。政府は明治32年、前年の工場法案の保護規定を緩和する修正を加えたいうで議会上提出しようとしたが、内閣が総辞職となり、工場法案は提出されなかった。明治35年、議会上において工場法を速やかに制定すべき旨の建議がなされ、政府も新しい工場法案を作成する。工場法が成立するのは、明治44年3月であった。こうしてみると労働者保護としての工場法もまたすんなり成立したわけではなく、同時に工場法の対象からこぼれた生活困窮者の受け皿として救貧法的なものを成立させようとしたことが見えてくる。これらは見事に符合している。

大蔵省主税局長であった添田寿一は工場法案を作成したが、明治28年の農商工高等会議⁴⁹で次のように発言している。添田は大蔵官僚でありながら労働者の窮乏を強く認識し工場法の成立を望んでいたことがわかる。

「第1回農商工高等会議（明治28年10月23日）において、工場法案賛成者として孤軍奮闘せられし、添田寿一氏は、かなり明確に明治政府（明治30年前後の）立場を代表するものとみられる。氏は、機械生産の必然的諸弊害としての労働者の窮乏状態の事実を前提的に承認し、かかる諸弊害の除去は国家の自衛上絶対必要であるとした。…例へば、未だ發育の十分ならざる幼者を使ふとか、あるいは将来母となります所の婦女子をつかいまするとか、…国家が健全なる国民の發育をはからねばならぬといふところからみまると、軽々しく棄置かれぬ種々なる弊害が生ずる。国家の自衛上からどうしても職工の上に多少の保護監督を加える必要あり⁵⁰」

添田は、「官制エコノミスト」であり、英国留学中

にケンブリッジ大学でアルフレッド・マーシャルの薫陶を受けたことは既に前節で述べたが、ハイデルベルク大学でも学んでいるところから、英国やドイツの制度をモデルにした労働者保護や救貧制度をイメージしていたことは確かであろう。

5. 統計学から細民、窮民層への接近 —統計集誌と養育院

(1)『東京市養育院月報』による窮民層の把握

最後に、東京の窮民を收容するために設置された養育院、その機関誌『東京市養育院月報』（以下、『月報』）に着目し、統計学と社会事業の接点についてふれておきたい。室田保夫はこの『月報』を社会事業専門の雑誌、日本における社会事業ジャーナリズム⁵¹と位置付けている。筆者が『月報』に着目する理由は、次の3点である。第1に、社会事業専門という狭い領域ではなく、養育院には、慈善事業家だけでなく、官僚や社会政策学者、経済学者、統計学者などが様々な形でかかわっていたこと、第2に、養育院が我国において当時の窮民層の実像を知りうる最先端の場所の一つであったこと。特に帝都東京における窮民層の最大の受け皿であったこと。第3に、第1ともかかわるが、「統計集誌」に深くかかわっていた田中太郎が第1号から編集を担当していたことである。田中太郎研究は、感化教育論の視点から倉持史朗「田中太郎の感化教育論⁵²」がある。本稿では、第3の視点、統計とのかかわりに焦点を当て検討したい。

東京養育院は、明治7年から渋沢栄一が院長をつとめ、所轄は営繕会議所、東京府と変遷を重ね、明治23年1月から東京市の管轄となる（～昭和18年7月）。

事業報告として明治34年から『東京市養育院月報』を発行している。養育院の組織運営のみならず入院者（窮民層）の実状を知るうえで貴重な史料である。恤救規則の限界が明らかになっていたにもかかわらず、窮民救助法案は流れ、陽の目をみることができなかったわけだが、そのような時期に養育院がどのような人々を窮民として受け入れたのか。『月報』は、毎号、入院者を統計的に表している。そして、単なる施設の事業報告ではなく、諸外国の救貧制度や労働者保護などについての情報も掲載されている。それは、統計学の知識をもち、また、諸外国の文献を多数翻訳してい

⁴⁹ 第一回農商工高等会議議事速記録（第六一三四頁 明治三〇年四月刊）によれば、明治廿九年十月十九日（月曜日）午前十時農商務省議事堂ニ於テ開會、出席者十九名欠席者三名ニシテ、仮席次左ノ如シ、出席者 議長 伯爵 佐野常民、副議長 金子堅太郎、五番 添田寿一、六番 渋沢栄一となっている。

⁵⁰ 風早八十二『日本社会政策史』（上）p.153

⁵¹ 室田保夫「月報復刻版・解説」p.8 室田が指摘するように、施設の機関誌というのは、明治中期からさかんに発行されている。たとえば、博愛社『博愛雑誌』（明治23年）、上毛孤児院『孤児の友』（明治25年）、岡山孤児院の『岡山孤児院月報』（明治26年）、『岡山孤児院新報』（明治29年）、大阪慈善新報社『慈善新報』（同年）、東京孤児院『東京孤児院月報』（明治32年）、『博愛社月報』（同年）などである。そして東京市養育院『東京市養育院月報』（明治34年）、続いて大阪養老院『養老新報』（明治36年）が発行されている。慈善事業の全国組織である中央慈善協会が明治41年に創立され、初代会長は渋沢栄一、その機関誌『慈善』は明治42年に発行、また、小河滋次郎を中心とした大阪救済事業研究会の『救済研究』は大正2年刊行である。

⁵² 倉持史朗「田中太郎の感化教育論」『福祉にとっての歴史 歴史にとっての福祉:人物で見る福祉の思想』ミネルヴァ書房、2017、pp.51-73

た田中太郎が編集を担当していることによるところが大きい。入院者である窮民層を量的に把握し、救貧法などの政策立案のための素材を提供していたことが推察される。

『月報』では常に入院者を量的に把握し公表しているが、ちなみに創刊当時、明治34年4月現在の入院者は659名である。内訳は、窮民274名(男174、女100)、行旅病人136名(男98、女38)、棄児+遺児+迷児204名、感化部⁵³45名。入院者の約4割が窮民、2割が行旅病人、子どもは3割である。この場合の窮民は、子ども以外で病気や障害、高齢、重症等で生計を立てることのできない身寄りのない人々であると規定されていて、行旅病人とは別に集計されている。このように養育院が受け入れる人々は、いわゆる恤救規則の対象であったといえるが、その中身は、窮民、行旅病人、子どもたち、家族なく、就労なし、住居もなく、定住性を欠く人々と読み取れる。細民とどう使い分けていたのか明確ではないが、高齢、障がい、疾病等で就労は不可能、加えて行旅病人となった人々を養育院が引き受ける窮民層であったといえる⁵⁴。編集にあたった田中太郎は、内閣統計局の吏員であった。統計に関する知識を養育院月報でどのように発揮したのか。

(2) 田中太郎の経歴—統計をどのように社会事業に活かしたのか

田中太郎は、明治3年日本橋に生まれ、築地の中学及び青山学院に入り、その後、東京商科大学前身の高等商業学校に入学したが、中退し、明治22年内閣統計局雇となる。26年12月、内閣属に任ぜられ明治41年5月外遊のため辞職するまで19年間勤務した⁵⁵。統計局に入局して間もなく、東京統計協会の一員となり、明治24年2月『統計集誌』に「結婚論」なる翻訳を發表して以来、論文多数投稿している。明治30年1月には東京統計協会の編集委員となり、編集にあたった。『統計集誌』の定期会に出席するなど雑誌の中心的人物でもあった。この定期会のメンバーには田中の他に、横山雅男⁵⁶、岡松徑⁵⁷、相原重政⁵⁸、呉文聡、青砥亮⁵⁹などが名を連ねている。明治43年4月、同協会の評議員となり亡くなるまで尽力した。

統計局在職中は、統計講師として、各府県統計講習

会に出張講演を多数こなしている。明治35年4月、石川、福井、愛知の各県、明治37年10月、長野県、明治39年5月熊本県、7月茨城県その他全国に赴いている⁶⁰。明治37年6月、東京商業会議所から統計事務顧問の嘱託を得、年報を創刊、会議所統計の基礎を確立した。

明治29年4月『犯罪救治論』教文館⁶¹を發表、それを洪沢栄一が読んで高く評価、その縁で、明治34年3月、東京市養育院月報の編集を担当。創刊号から深くかかわることとなる。明治41年5月、内務省、東京市、洪沢栄一の委嘱を受け、感化救済事業研究の為、欧米へ赴き、各国における感化救済事業について視察、帰国後明治44年6月には「泰西社会事業視察記」を發表し、以来、感化救済事業の第一人者となった。明治42年7月特殊救済事業調査、10月、第4回感化救済事業講習会講師を嘱託されている。大正3年12月東京市統計事務嘱託となって市の統計の改善に尽くした。大正8年6月、東京市主事となり東京市養育院幹事、洪沢栄一の後に院長となっている。

窪田静太郎は、田中太郎について次のように語っている。

窪田が内務省衛生局に勤務していたころ、衛生統計を調製し、これを利用する関係から知遇を得たが、(田中は)内閣統計局に勤務しながら東京統計協会の主事も務めていて、その後社会事業の研究に努力した。極めて頭脳明哲で学才優秀の人、統計その他学識豊富であったが、而も学究と称すべき質ではなく、これを經世済民の實際に応用しなければ満足しない人であったこと、「学者風というより實際家の氣風」で、東京市養育院幹事として実務に従事せられたことは、適材適所を得たもの、と書いている⁶²。さらに、窪田によれば、統計学の方面から社会事相を研究し、種々の社会問題に逢着し、これが解決の方策につき研究するに至り、ついに社会事業及び社会救済制度の必要を痛感し、これが研究に専念せらるるに至ったもの、であり、明治30年ごろから社会救済制度等を志し、ようやく研究の方を進められたようである、と述べている。とくに、明治41年～42年にわたって欧米諸国を巡回してあらゆる事業及び救貧防貧の制度等を調査研究せられ、明治44年に「泰西社会事業視察記」と題する著書を刊行し

⁵³ 月報が発行された明治34年、東京市養育院は感化部を新たに設けている。

⁵⁴ 養育院は開院当初より、これらの人々の受け皿であった。

⁵⁵ 田中清編『田中太郎』, 田中清, 昭和8. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1212502>

⁵⁶ 世良太一らの尽力で設立した統計専門学校「共立統計学校」第一期生。3年間、杉亨二の弟子として本格的に統計学を学ぶ。

⁵⁷ 杉亨二、呉文聡と並んで「日本近代統計学の先駆け」の一人。

⁵⁸ 杉の弟子で、中央統計機関(太政官(政表)、統計院、内閣統計局)において、統計年鑑の創刊、人口静態調査の改正、人口動態調査の創設に参画。

⁵⁹ 内務省戸籍課に籍を置く職員で、『統計集誌』に「東京市養育院」を書いている。明治9年から24年の入院者について、新入者、再入者、退院、他へ預け、死亡、逃亡に分け作表している。明治26年6月142号東京市養育院 / 青砥亮/p246~248

⁶⁰ 明治32年東京統計協会のメンバーが中心となって東京で中央統計講習会が開催されている。この講習会は明治39年の第6回まで、開催された。受講者は道府県レベルの統計担当者であった。この講習会をきっかけとして明治30年代には、各地の道府県レベルの統計講習会が盛んに開催されるようになったが、田中もこの講習会の講師として出校した可能性がある。

⁶¹ 明治28年8月号から29年2月号に連載された窮民救助論を一冊にまとめたものが『犯罪救治論』である。

⁶² 窪田静太郎は「自分のみた田中君」で田中は学者風というより實際家の氣風とも書いている。

た時から、学者、研究者として一家をなすにいたった、とのことである。統計家田中太郎は、養育院という現場を得、そこから窮民救助の在り方、窮民救助法について、関心をもち掘り下げていったといえる。田中太郎は統計学によって養育院に貢献し、救済制度の現場と統計学が田中によってつながれたのである。

田中太郎の著作でもっとも注目したいのは、やはり「犯罪救治論」(明治29年4月)である。これは『統計集誌』に掲載された(明治28年7月168号から明治29年2月175号)「窮民救助論」をまとめ出版したものである。特に注目される点はいくつかある。まず、英国の統計データと日本の統計を駆使して実証的に犯罪について論じている次の部分である。

「チャールズ・ブースの語れるところによれば、倫敦セントパンクラス救貧院における被救助者の困窮に陥りたる原因は実に左の如し。⁶³」として、老衰、飲酒、疾病、怠慢、背徳、精神錯乱、不慮の事変、不能及び悪性等、不景気、貧者との交通及び遺伝、良人の死去、奢侈をあげている。百分比例で最も多いのは老衰、飲酒、疾病であることを示し、特に飲酒は害であるにもかかわらず、日本の飲酒製造量売上額が明治16年から25年まで統計を示し増加していることを示している。

また、恤救規則への批判として、明治16年から25年までの10年間で窮乏のために自殺、あるいは行倒れとなった自殺者数(行倒、困窮に依り自殺、困窮に依り発狂して自殺)の統計表を示し、毎年4000人に上ることが示されている(表2参照)。備荒儲蓄法や恤救規則があるにもかかわらず、救貧事業を隣保の情誼に一任していることが問題でそんなことはどうか極まる愚

説であると英国の学者らライランズを引きながら厳しく批判している⁶⁴。

さらに、労働問題にも言及し低賃金労働者の賃金に言及している。石工、洋服仕立、船大工、瓦葺職、活版植字や日雇い人足、農作男、糸繰女など、当時の低賃金労働者の一日の賃金を一覧表にし、平均賃金が18銭余に過ぎないので、「細民の貯蓄心を奨励する」といわれているが、現実には低賃金のため貯蓄の余裕はない、と明確に政府の方針に反論している。

英国における1834年の新救貧法をあげ、日本の新たな制度を提案している。恤救規則では国費で救済しているがそれを廃止し、市町村の責任にすること、市町村に窮民視察掛ともいべき吏員を配置し、窮民の踏査・救済にあたらせる。自宅救助を廃止し市町村ごとに教育所を設置するというものである⁶⁵。市町村の責任という地方自治の考え方、また窮民視察掛吏員という発想は、後の救済委員や方面委員を想起させるものであり、極めて示唆に富む指摘である。教育所は養育院等の窮民救助施設をつくるという発案であり、養育院院長であった渋沢栄一がこの著書に着目したことは大いにうなずける。恤救規則の問題と限界を英国の事例をあげつつ、さらに日本の統計を駆使しているところは、救貧法の成立を求めるために統計というツールを用い、科学的根拠を示しながら説得しようとする気概が感じられる。

(3)「貧民研究会」と「統計集誌」、「養育院」を結ぶ線

田中太郎の存在は、前述した「貧民研究会」と関連

表2 行倒れ・自殺者数

人

	行倒	困窮に依り自殺	困窮に依り発狂して自殺	合計
明治16年	1,582	956	498	3,036
明治17年	1,414	1,273	310	2,997
明治18年	2,398	1,761	403	4,562
明治19年	3,911	2,172	365	6,448
明治20年	2,260	1,140	350	3,750
明治21年	1,545	?	?	?
明治22年	1,472	?	?	?
明治23年	1,584	1,790	440	3,814
明治24年	2,018	1,703	452	4,173
明治25年	1,847	1,389	461	3,697

田中太郎『犯罪救治論』教文館、明29年4月、pp.109-110より筆者作成
?は原本ママ

⁶³『犯罪救治論』p.90

⁶⁴前掲書、P.109

⁶⁵前掲書、P.136

づけるとさらに意味深い。そのメンバーは、窪田静太郎、松井茂などであるが、これらの救済行政・警察行政関係者等が「養育院」に深く加わっていた。明治34年『月報』第1号には養育院に感化部が開設されたことを伝えているが、その来賓者の中に、清浦奎吾や穂積陳重、留岡幸助、原篤胤、松井茂、そして窪田静太郎らの名がある⁶⁶。養育院をささえる人たちは、当時の「下層社会」の人々に着目しようとしたのであり、貧民研究会とも重なると同時に、田中太郎によって統計学者グループとも接点を持つものであった。

田中は、「月報」の編集に携わり、その貢献が認められ、ヨーロッパの視察の機会を得る。明治44年「泰西社会事業視察記」を刊行する。これは田中の業績の画期となった。養育院院長の渋沢のみならず全国の慈善事業家も田中を通して、欧米の社会事業に関する情報を入手していたのであり、統計データにもとづく東京の窮民層の現状を得る源であったということがいえる。当時、「貧民」「下層社会」に関心を寄せる者たちにとっても、重要なツールであったということである。換言すれば、「月報」は、「貧民」を客観的に把握し、救済事業を制度として充実させ、法を成立させようと試みる人々の実験場であった。工場法により労働者を保護する方策を一方で追求しつつ、他方ではそこでは救えず窮民となった失業者や行旅病人を引き受ける養育院を通して、窮民救助法などの法成立を追求し希求する人々によって構成されていたといえよう。

そして、この流れは、明治36年4月中央慈善協会の創立の第一回の会合への道筋をつくる⁶⁷。出席者は、窪田静太郎をはじめとし久米金弥、原篤胤、松井茂、田中太郎、谷頭辰見、加島敏郎、小橋実之助、留岡幸助、清野長太郎、相田良雄らである。7月の第3回には、桑田熊蔵、小河滋次郎が加わり、10月には安達憲忠、明治37年5月の第7回会合では井上友一が加わる。明治41年10月、中央慈善協会が結成時、会長渋沢栄一、顧問清浦圭吾、幹事長は、久米金弥、幹事には、井上友一や原篤胤、留岡幸助、中川望、窪田静太郎、桑田熊蔵、安達憲忠、清野長太郎。評議員には、一本喜徳郎、添田寿一、田中太郎、小河滋次郎、有松英義、石黒忠恵、新渡戸稲造、後藤新平、床次竹二郎、岡実、尾崎行雄らが加わっている。そして明治44年5月の救済事業調査要項⁶⁸につながっていくのである。

明治44年6月の「月報」は、内務省の新事業である「細民調査」が開始されることを報じている。この調査は、慈善事業家、統計学者、教員、警察官等各方面の人々を網羅してその方法を考究中であつたが、このほど、調査事項が決定され、7月中旬から東京市内の

ある地域から実地調査が開始されるとし、調査項目の詳細を次のように掲載している。

- ◆戸別調査（原籍地及び族籍、家族、同居者、夫婦関係、家屋の構造、換気採光状況、寝具衣服、現在病人の有無等、衛生状態より貧困の原因、現在の収支、児童の教育、生活その他宗教等）
- ◆木賃宿調査（宿泊定員及び室内外の状況、最近1か月宿泊人員並びに最多少の時期、宿泊者職業、身分、宿料等）
- ◆職業紹介所調査（求職者府県別、紹介手数料並びに方法、件数、求職者の男女別、紹介と就業との割合）
- ◆貸長屋調査（家屋の構造、種類、戸数、室数より室内外の状況、敷金の有無、家賃額並びに支払い方、その他借家人職業別並びに生計の概要）
- ◆貧民集住地域の金融機関調査（質屋業については、資本利率その他入質品種類、貸出最多少額、金貸し業については、資本利率より貸与方法並びに回収其貸出最多少額）
- ◆貧民集住地域調査（出生死亡等最近1か月の増減、施療救療機関の有無並びに衛生組合状況、最近一か月の犯罪数及びその主犯種類、風俗状態その他地域の沿革の概要、組織成績等、改善機関状況、娯楽状況、教育状況等）
- ◆職工家庭状態調査（戸主及び家族全体の月収、一か月の生計費、貯金の有無、工場室内の娯楽休日の動作及び妻の家政振り）

これらの調査項目は、直接的とは言えないものの明治17年の『統計院書記官巡回紀事』にそのはじまりの兆しが見える。明治31年の「細民状況調査」による各地の調査報告を経て、諸外国の救済制度の情報を取り込み、試行錯誤の末にできあがったものであるといえる。極めて詳細に生活困窮者の生活実態を捉えようとしている。病人や子どもの教育、木賃宿の調査、長屋の調査、質屋や質草、職工の月収、生計費、妻の家政振りにまで調査項目としていることは興味深い。これらの調査項目及び方法については、当時の西欧における様々な細民調査の方法が参考にされていた⁶⁹。ちなみにこの7月調査の直接的担当者は、留岡幸助、生江孝之、相田良雄、布川孫市（以上内務省）、東京市養育院幹事安達憲忠、東京府立職工学校長秋保安治、統計局技師二階堂保則、出獄人保護事業原篤胤、丸山、山岡両警視、下谷区金杉、入谷両警察署長、万年町小学校校長坂本龍之輔、田中太郎（東京市囑託）である。貧民研究会、中央慈善協会のメンバーと重なり合っていることがわかる。

⁶⁶ 『東京市養育院月報』第1号、pp.11-12

⁶⁷ 明治36年、農商務省は職工事情全5巻を刊行している。（桑田熊蔵が中心となり調査。横山源之助も調査に参加）

⁶⁸ 最も優先順位の高いのは施業救済事業である、と窪田は次のように救済の重要性を書いている。「東京市養育院の明治34年4月から明治43年3月までの10年間で養育院が収容した窮民1287名中、239名は扶養義務者貧困のため、273名は扶養義務者の失踪及び死亡のため、283名は疾病又は虚弱のため、疾病と窮民の関係は深い。」

⁶⁹ 田中太郎『泰西の細民調査方法』内務省地方局出版、明治45年3月、によるところが大きい。

6. 小括

救護法成立の前史として、明治20年以降の細民調査等に焦点を当てて検討してきた。いくつもの調査が折り重なり窮民救助法を成立させようとするエネルギーを産み出していたことが見えてきた。紙面も尽きたので、まとめとして次の五点をあげておきたい。

第一に、明治17年の「統計院書記官巡回紀事」と明治31年の「細民状況調査」のインパクトである。巡回紀事は決して細民調査をもくろんだものではなかったが、期せずして、調査地域の貧民が集住する地域を浮き彫りにした。と同時に統計調査のノウハウを地方に定着する役割を果たしたということである。その効果については明確ではないが、明治31年の「細民状況調査」にどこかでつながっていると考えられる。統計調査が人口や出生数だけでなく、貧民の状態を把握するためにも利用され、下層社会の実態を社会に伝えようとした人々によってさらに踏み固められ成熟していく。「細民状況調査」が切り開いたその実証的スタンスは、恤救規則の限界を暴露し、新たな救貧法、救護法の成立を促す世論を生み出す遠因になったと考えられる。

第二に、明治中期にさかに行われた地方の生活の惨状視察報告、ルポルタージュの威力である。それらは、現状をリアルに描き、その悲惨な生活の原因はどこにあるのか、政府による経済政策の失策であり、恤救規則のみでは対応不可能であることを世に知らしめた意義は大きいだろう。そして、加藤政之助のようにルポライターから政治家に転じたものもいた。世直しとしてのルポであり、政治を動かすためのツールでもあったということである。

第三に、貧民に着目する調査に、統計学からの接近があったということである。最初は、自殺者や物乞い、行倒れ、疾病や障害といった数を統計的にまとめるのみであったが、なかには、貧民の困窮生活の実状を、社会の問題として捉えようとする人々も生まれ、何らかの社会的方策が必要であるという視点に発展していく流れが見えてくる。統計データのその向こうに人々の生の暮らしがあること、貧困の原因をさぐるとする、あるいは、暴動などに対する治安対策も必要である、という問題意識が生まれ、貧民研究会などが立ち上がっていくことは、興味深い。また、治安の意味も含め、「貧人調査」の必要を説いた統計学者呉文聡の存在は大きい。統計学から養育院という窮民施設に接近した田中太郎の存在も大きい。こういった流れが明治44年の細民調査を主導し、それが新たな救貧法、つまり救護法の必要を強く訴える流れをつくっていくからである。とくに、呉は「人口の増加と死産」に関す

る論文で、国際比較研究をして日本の死産率の高さを指摘している⁷⁰。救護法の「妊産婦保護」創設という流れを予感させる。

第四に、添田寿一などの英国の経済学に造詣の深い経済学者の存在である。英国救貧法の情報が、英国「エコノミック・ジャーナル」の通信員であった添田によって直輸入され、社会政策学会や貧民研究会のメンバーを通して新たな救貧法、救護法制度確立のための下地を作ったといえるのではないか。添田は、大正12年に結成された武藤山治の実業同志会に参加している。「体制内エリートでありながら、田尻稻次郎や阪谷芳郎とは異なるユニークな存在⁷¹」であった。救護法成立に果たした役割は大きい。添田については、別の機会にさらに探究したい。

第五に、明治44年7月の細民調査の存在は極めて大きいということである。明治20年ごろから施行錯誤を続けてきた貧困調査の一つの到達地点であり、また、次の期の新たなスタートを切るための基点となった。調査実施体制は、新たな社会事業の体制の基礎、たとえば、東京府慈善協会の救済委員や東京市の方面委員という調査員を生み出すことにもなった。

以上が前史のまとめである。細民調査とは銘打っていないが、様々な角度から困窮した人々の生活に接近することを通して、経済変動による窮民層の激増を察知し、それを社会問題として認識、量的に把握し、貧困の原因を究明しようとする人々の努力の営みが見えてくる。それは養育院などの慈善事業の世界に関わる実践家だけでなく、政治家を志すジャーナリストや、ヨーロッパ留学経験のある経済学者や統計学を志す人々、労働者の保護を訴える社会政策学者、内務省の官僚など幅広い分野の人々が、治安対策という視点も含めつつ、強い関心をもち、困窮している人々の生活に着目し、貧困に接近しようとしていた、ということなのだろう。そういう様々な人々の関心と世に問う努力がうねりとなって、新たな救貧法、救護法の成立に向けた原動力となっていったといえる。

「巡回紀事」と「国勢調査」（とくに国勢調査の調査員）と細民調査の関係、そして調査における救済委員や方面委員の役割と救護法との関係などについて探究する必要がある。細民調査は大正期に入り全国の主要都市を中心として実施されるようになるが、そういった調査を担った吏員や調査員についても、明治31年や明治44年の細民調査がどのように発展し成熟していったのかなどを含め、さらに探究する必要がある。

(2024年10月25日受理)

⁷⁰ 呉文聡「人口の増加と死産を論じ敢えて大方の人士に告ぐ」『統計集誌』272号、1903年11月

⁷¹ 杉原四郎「添田寿一」『日本のエコノミスト』日本評論社、1984、p.64

参考文献

- 世良太一『統計院書記官巡回紀事』総務省統計局統計
図書館所蔵古資料、1884
- 東京市養育院『養育院60年史』1933
- 東京都養育院『養育院80年史』1953
- 統計協会『統計集誌』各号
- 社会事業大学救貧制度研究会『日本の救貧制度』1960
- 大霞会編『内務省史』第3巻、1971
- 『呉文聡著作集全三巻』日本経営史研究所、1973
- 藪内武司「日本統計学史における呉文聡」『関西大学
経済論集』第28巻、1978、pp.667-722
- 日本社会事業大学編『窪田静太郎論集』1980
- 立花雄一『明治下層記録文学』創樹社、1981
- 杉原四郎『日本のエコノミスト』日本評論社、1984
- 吉田久一『日本貧困史-生活者の視点による貧しさの
系譜とその実態』川島書店、1984
- 社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集
成』第1巻、勁草書房、1986
- 稲葉光彦『窮民救助制度の研究-帝国議会開設以前史』
慶應通信、1992
- 中川清『明治東京下層生活誌』岩波書店、1994
- 佐藤正弘『国勢調査と日本近代』岩波書店、2002
- 浅野正道「『貧民窟』その解釈と鑑賞の手引き-明治
20年代のスラム・ルポルタージュを巡って」『日
本近代文学』69号、2003-10
- 『後藤新平』（台湾時代）藤原書店、2005
- 『後藤新平大全』藤原書店、2007
- 井上琢智『黎明期日本の経済思想イギリス留学生・お
雇い外国人・経済学の制度化』日本評論社、2006
- 立花雄一「労働運動の夜明けに-労働者状態論叢と横
山源之助」『大原社会問題研究所雑誌』
No.596.2008.7
- 『東京市養育院月報（明治編）』（復刻版）第1巻～第
4巻、人物往来社、2008
- 佐藤正弘『近代日本統計史』晃洋書房、2020